

## 小方尚子 - 支給が本格化する10万円給付金をどうみるか



小方尚子

株式会社日本総合研究所  
調査部 マクロ経済研究センター 主任研究員

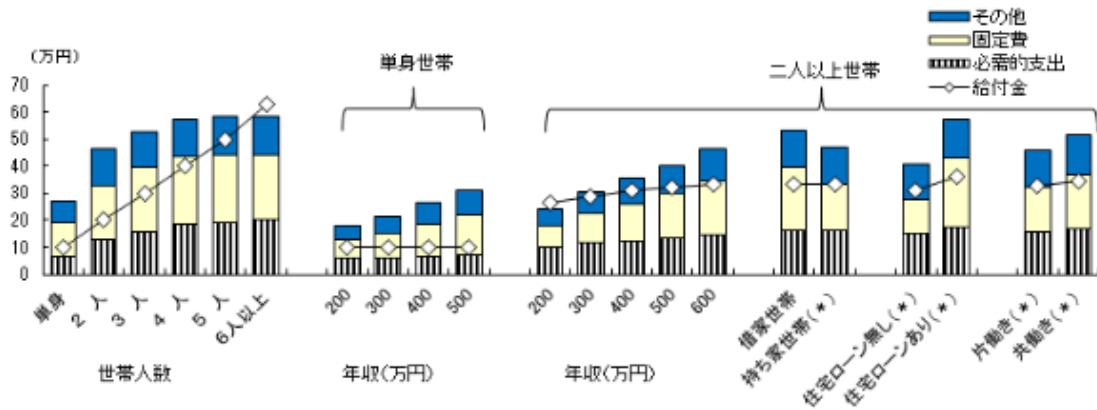
HR watcher

6月に入り、国民一人当たり一律10万円の「特別定額給付金」の支給が、ようやく多くの自治体で本格化し始めました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策の一環です。そこで、休業や解雇により収入が急減した世帯で、この給付金がどの程度家計の支出を支えられるものなのかを世帯タイプ別にみた上で、今後の課題を考えてみます。

まず、家計の支出については、モノやサービスを購入する「消費支出」だけでなく、税金や社会保険料を含む「実支出」を見る必要があります。住宅ローンの返済も見逃せません。住宅ローンなどの債務の返済は、統計上、現金・預金などの資産が減る一方で同額の負債も減少するため、資産から負債を差し引いた家計の純資産は変化しない、とみなされます。このため、「実支出以外の支払」とされますが、現実には、家計が従来どおりの生活続けるためには欠かせない支出です。

次にこのうち、①必需的支出として、酒類・外食除く食料、光熱・水道、保健医療、交通・通信、教育を、②固定費として、家賃・地代、仕送り金、税金、社会保険料、その他保険料、住宅ローン支払いを、③その他のいわば緊急事態においては先送りしやすい支出として、酒類・外食、設備修繕・維持、家具・家事用品、被服及び履物、教養娯楽、仕送り金除くその他消費支出に分けて、給付金との水準を比較してみました。

**[図表] 勤労者世帯の支出月額と特別定額給付金水準**



資料出所：総務省「家計調査」を基に日本総合研究所作成

[注] 1. 2017～2019年の平均。借家世帯（家賃・地代を払っている世帯）。(\*)は持ち家世帯。

2. 片働き、共働きは有業者が夫婦のみの世帯。

3. 図の3区分は以下のとおり。

必需的支出＝酒類・外食除く食料、光熱・水道、保健医療、交通・通信、教育

固定費＝家賃・地代、仕送り金、税金、社会保険料、保険料、住宅ローン支払い

その他＝酒類・外食、設備修繕・維持、家具・家事用品、被服及び履物、教養娯楽、仕送り金除くその他消費支出

まず、世帯人数別にみると、人数が多い世帯ほど、給付金で月当たりの支出を賄える割合が高くなっています。その理由としては、大家族世帯では、まず、一世帯当たりの給付金の受給額が多くなることが挙げられます。さらに、大家族世帯では、食料品など大容量でグラム当たりの値段が割安となるものを利用することが多いほか、電気の基本料金など世帯単位でかかってくる費用も一人当たりで換算すれば少額となるため、一人当たりの支出額は抑えられます。

このため、単身世帯では、もともとの支出額が小さい年収200万円世帯でも、給付金は、必需的支出と固定費を賄うのに3万円不足するのに対し、同じ年収の二人以上世帯では、その他を含むすべての支出が賄えます。

二人以上世帯でも、家賃の支払いや住宅ローンの有無で比べると、これらが無い場合は、1カ月分の必需的支出と固定費が賄えるのに対し、家賃などの支払いがある世帯では、固定費が多い分、給付金では賄えない姿となっています。

夫婦の働き方別に比べてみると、有業者一人の片働き世帯では、必需的支出と固定費がちょうど賄えるのに対し、共働き世帯では、2.5万円ほど不足します。これも、共働き世帯では、固定費が多いことが主因です。

以上のように、単身世帯をはじめ人数の少ない世帯、固定費の多い世帯では、給付金では1カ月分の必需的支出と固定費を賄いきれません。宿泊業など、緊急事態宣言後も需要の回復が緩慢なものとなり、減収が1カ月以上長引く業種で働く人は、さらに厳しい状況になるとみられます。

このため、こうした世帯では、特別定額給付金だけでなく、要件が緩和された住居確保給付金（原則3カ月最大9カ月、家賃相当額を家主に支給）のほか、給付ではありませんが、最大80万円までの生活資金の緊急貸付制度や、公共料金、税金の支払い猶予を利用することが必要になります。

本来であれば、一律給付ではなく、こうした生活に困る人々にだけに必要な給付を実施し、全体の歳出規模を抑えながら、経済社会全体としての打撃を和らげていくことが公費投入の望ましい在り方といえます。しかし、わが国では、個々人の所得情報をタイムリーに把握する制度が整っていません。生活困窮者への生活支援が急がれる中、迅速に実施できる一律給付を行ったといえましょう。

財源については、既に巨額の財政赤字を抱える中、国債発行に頼ることになります。感染拡大が終息し、経済が正常化してから長期にわたる追加の課税で償還していくことになるでしょう。2011年の東日本大震災の際にも、政府は所得税率の2.1%上乗せ（復興特別所得税・25年間）と個人住民税の年1000円上乗せ（10年間）を財源確保のために実施しています。期間を長く、1年当たりでは薄く課税することで、一時的な負担急増のショックをならしていくことは、政府の重要な役割の一つです。

もともと、コスト負担の期間を長くすることは、より若い世代、ひいては将来世代へ負担を先送りすることも意味します。このため、①スムーズな経済活動の再開に向けた事業者支援、②需要がむしろ増え人手不足が深刻化する通販関連分野等への人材移動支援など、新型コロナ・ショックからの経済の回復を早めることで、長い目でみれば財政支出を抑える取り組み、さらには、今回の給付に際しては、スムーズな運用が間に合わなかったマイナンバーカードの利用拡大をはじめとする行政の効率化、コスト削減に向けた取り組みを加速させていくことが求められます。

## Profile

**小方尚子** おがた なおこ

株式会社日本総合研究所 調査部 マクロ経済研究センター 主任研究員

東京大学教養学部教養学科卒業。三井銀行（現三井住友銀行）入行と同時に三井銀総合研究所（現日本総合研究所）へ出向。2005年、法政大学大学院修士課程修了。アジア経済、米国経済の調査分析を担当した後、現在は、個人消費、雇用、賃金、物価など家計部門を中心とする国内マクロ経済分析に従事。